

# 一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ

## 入会金年会費規程

### 第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ（以下「JVL」という。）定款第7条に基づく入会金および年会費について定める。

### 第2条〔正会員の入会金および年会費〕

- (1) 正会員の入会金は金 50 万円とする。
- (2) 正会員は、JVL に入会することが確定した日の属する月の翌月末日までに入会金を JVL に対して納入しなければならない。但し、公益社団法人 SV リーグの正会員であった者はこの限りでない。
- (3) 正会員は、各シーズン（毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで）の年会費として金 300 万円を当該シーズンに属する 7 月末日（末日が土日祝日に当たるときは前営業日）までに JVL に対して納入しなければならない。
- (4) 正社員が複数のバレーボールチームを有し、かつそのいずれもが V.LEAGUE に属する場合、第 1 項および第 3 号は当該チーム数を乗じる金額とする。

### 第3条〔納入〕

- (1) 入会金および年会費は、JVL が指定する口座へ銀行振込にて納入しなければならない。なお振込手数料は会員負担とする。
- (2) JVL は、いかなることがあっても納入された入会金および年会費を返却しない。

### 第4条〔改正〕

本規程の改正は、社員総会の決議に基づきこれを行うものとする。

### 第5条〔施行〕

本規程は 2024 年 7 月 1 日から施行する。

### 附則

〔制定〕

2024 年 7 月 1 日

〔改正〕

2025 年 7 月 1 日